

定例報道発表で小型船舶救急連絡システムの デモンストレーションを実施

最近、船舶の衝突や転覆などの海難事故が相次ぎ発生しましたが、近年は小型漁船からの海中転落事故も多発しており、海上における船舶の安全航行の確保及び海難事故の未然防止対策の充実・強化が求められています。

このような状況から、平成20年12月2日に総務省では、“小型漁船から海中へ転落した場合、身につけた発信器が水に浸かると救急信号を自動発信し、船舶局を介して海岸局へ緊急事態を知らせることができる「小型船舶救急連絡システム」”を制度化しました。

北陸総合通信局では、本システムを広く周知するため太洋無線株式会社の協力を得て、1月12日の定例報道発表の場で本システムのデモンストレーションを行いました。

デモでは、漁船から船員が海中へ転落したと想定して小型発信器を水に浸すと受信設備に緊急情報が伝達され、モニター画面には事故の発生位置、船名、時刻等が表示されました。参加された記者の皆さんは、デモを見て本システムに高い関心を持たれたようでした。

北陸総合通信局では、2月にも富山県内での本システムの説明会等を予定しており、今後も引き続き同システムの普及促進に取り組んでいくこととしています。



連絡先：無線通信部航空海上課
（担当：藤牧、坂戸）
電話：076-233-4450